

訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業について

1. 補助事業の概要

①目的

訪問看護師・訪問介護員がサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等の対策として2人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算又は複数名訪問加算（以下「2人訪問加算等」という。）が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助することで、訪問看護師・訪問介護員の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とする。

②補助事業の対象事業者

訪問看護事業、介護予防訪問看護事業、訪問介護事業

ただし、補助事業にかかる利用者が、西宮市の介護保険被保険者に限る。

③対象経費

訪問看護事業、介護予防訪問看護事業又は訪問介護事業で以下の条件のいずれにも該当すると認められた2人訪問に対する2人訪問加算等相当額の一部

- 1 訪問看護師・訪問介護員に対する暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為（具体例は別紙）に係る安全確保等のため、2人での訪問が必要であると認められること。
- 2 2人でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬の2人訪問加算等が適用できないと認められること。

※2人訪問加算等の利用者等への同意の依頼を行った記録が確認できること。ただし、依頼が困難であると市が認める場合は不要とする。

④補助額

訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の補助基準単価に市が認めた2人体制でのサービス提供回数乗じ、補助基準額とし、補助基準額に3分の2を乗じた額を上限額（補助基準額の1/3は事業者負担）とする。

[補助基準額]

西宮市が認めた2人体制でのサービス提供回数 × 補助基準単価

事業実施に係る負担割合は、兵庫県・西宮市・事業者がそれぞれ1/3を基準とする。

[補助基準単価]

訪問看護、介護予防訪問看護：

(看護師等による複数名訪問)	30分未満	2,540円/回
	30分以上	4,020円/回
(看護師等と看護補助者による複数名訪問)	30分未満	2,010円/回
	30分以上	3,170円/回

訪問介護：

20分未満	1,630円/回
20分以上30分未満	2,440円/回
30分以上1時間未満	3,870円/回

※令和6年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までにを行ったサービスの提供を対象とする。

※市の予算の範囲内で補助する。

3. 提出資料

①事前協議（昨年度から継続して申請する場合も必要）

- ア) 事前協議書（利用者等からの暴力行為等） **【西宮市ホームページからダウンロード】**
 - ※「2 事業者の対応の確認」の特記事項に、利用者等に介護保険法上の2人訪問加算の同意の依頼を行った結果や、利用者等の関係者への暴力行為等の抑止の働きかけの依頼、担当者の交代等の取組を記載すること。
- イ) 補助申請見込額報告書 **【西宮市ホームページからダウンロード】**
- ウ) 暴力行為等の内容が確認できる記録又は第三者が作成した意見書類
例：サービス担当者会議記録、サービス提供記録等、医師による2人訪問の指示書、2人訪問の必要性が記載されたケアプラン

②交付申請

- ア) 補助金交付申請書 **【内示とともに、市から個別送付】**
- イ) 収支予算書 **【内示とともに、市から個別送付】**

③実績報告

- ア) 補助事業等実績報告書 **【交付決定通知とともに、市から個別送付】**
- イ) 実績報告書（内訳） **【交付決定通知とともに、市から個別送付】**
- ウ) 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書（写し）
補助対象となった訪問において介護給付費を請求したすべての月分
- エ) サービス提供記録（写し）
補助対象となった訪問におけるものすべてのサービス提供記録。なお、サービス内容、2人体制であること等が明確に記載しているもの。

④補助金請求

- ア) 補助金等交付請求書 **【額確定通知とともに、市から個別送付】**
- イ) 請求書・口座振替申込書 **【額確定通知とともに、市から個別送付】**

4. 申請期限

本補助事業を新規に活用する場合の事前協議は、原則、令和7年1月31日までとする。

5. 西宮市ホームページ

西宮市トップページ>事業者向け情報>介護保険サービス事業者関連情報>訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業について

6. 提出先・連絡・問い合わせ先

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課 居宅事業者指導チーム
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 電話：0798-35-3082 F A X：0798-34-5465